

## 大学入試英語成績提供システム 参加要件

平成29年11月1日  
大学入試センター理事長裁定

### 第1 趣旨

大学入試英語成績提供システム（以下「成績提供システム」という。）への参加に必要な要件については、「大学入試英語成績提供システム」運営要項（平成29年理事長裁定）に定めるもののほか、この要件に定めるところによる。

### 第2 総則

この要件は、理事長が成績提供システムへの参加を認めるに当たって必要となる要件を示すものである。

要件の具体的内容については、次のとおりとする。

### 第3 資格・検定試験実施主体に関する要件

- 1 資格・検定試験実施主体（以下「実施主体」という。）が法人（外国におけるこれに相当する者を含む。）であること。
- 2 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 継続性のある組織・経営体制であり、次の（1）及び（2）を満たしていること。
  - （1）債務超過でないこと。
  - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
- 4 次の（1）又は（2）を満たし、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていること。
  - （1）法人として、又は受検生の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証を受けていること。

いずれも行っていない個別の試験会場における個人情報については、実施主体が保護すること。
  - （2）外国の実施主体については、当該国の個人情報保護に関する制度に鑑みて4の（1）に準ずる個人情報の管理体制であること。

#### 第4 資格・検定試験に関する要件

- 1 日本国内において、原則として、申請日の時点において2年以上、英語に係る資格・検定試験が広く実施されている実績があること。

ただし、既に英語に係る資格・検定試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、独立行政法人大学入試センター大学入試英語成績提供システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により、基礎となる資格・検定試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、実績が2年に満たない場合であっても参加を可能とする場合がある。

- 2 日本国内において広く高校生の受検実績や大学入学者選抜に活用された実績があること。

ただし、既に英語に係る試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲内での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、運営委員会の審議により、基礎となる試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、受検・活用実績にかかわらず参加を可能とする場合がある。

- 3 1回の試験で英語4技能の全てを極端な偏りなく評価するものであること。

また、技能別の成績をセンターに提供することが可能であること。

ただし、4技能を極端な偏りなく評価している試験であって、テスト設計上、4技能別の成績を示すことができない場合には、4技能別の成績表示に最も近い方法で成績を提供することが可能であること。

- 4 高等学校学習指導要領との整合性が図られていること。

- 5 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages）（ヨーロッパ言語共通参照枠）との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること。

- 6 毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施すること。

当該複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。

ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を併せた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計10か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。

その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。

- 7 経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること。

- 8 障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること。
- 9 試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること。  
その際、次の（１）及び（２）の要件を満たしていること。
  - （１） 会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。  
それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。
  - （２） 受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。
- 10 採点の質を確保するための方策を公表していること。
- 11 不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策を公表していること。
- 12 データの管理・提供について、次の（１）～（７）の内容が可能であること。
  - （１） センターが発行する ID を用いて、受検生を特定できるデータをセンターに提供すること。
  - （２） センターへの成績送付の対象は、依頼を受けた年の 12 月末までにセンターにデータを提供できる実施回とし、成績提供が可能な時期についてあらかじめ公表すること。
  - （３） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績については、受検生への結果通知後、速やかにセンターにデータを提供すること。
  - （４） 成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びに CEFR の段階別成績表示及び合否(判定している場合)のデータをセンターに提供すること。
  - （５） 成績については、オンラインでデータをセンターに提供すること。
  - （６） 受検生よりセンターに成績を送付することを依頼された試験が不成立だった場合は、そのことが識別できるデータをセンターに提供すること。
  - （７） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績に係るデータを扱うため、IP アドレス固定のパソコンを用意すること。

## 第5 情報公開、第三者評価等の要件

- 1 試験の内容、実施体制及びテストの信頼性・妥当性等について、第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価が行われていること。
- 2 本参加要件の第3から第5の1に記された要件に係る情報を可能な限り公表していること。

## 第6 その他

- 1 成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること。
- 2 本参加要件及び別に定める協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに理事長に提出するとともに、これに係る状況を公表すること。

理事長は、改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ当該試験についてシステムへの参加を取り消すものとする。

改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

## 附則

この裁定は、平成29年11月1日から施行する。